

県境不法投棄事案に係る住民説明会

日 時：平成20年6月26日（木）

午後6時10分から午後8時30分まで

場 所：田子町上郷公民館

司 会： 大変長らくお待たせいたしました。ただ今から住民説明会を開催します。
初めに県の山口環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

山口部長： どうもおぼんでございます。皆さんには、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。にんにくの収穫の最中、最盛期を迎えているということでございますし、また、お食事、一家団らんのときに、こうやってお集まりいただいたことをありがたく思っております。

また、松橋町長さんはじめ、田子町の方々には今回の説明会の開催に当たりまして、住民の方への周知、あるいは会場の選定など、種々御協力いただきましたことにこの場を借りて改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、県境不法投棄事案の原状回復につきましては、今年3月末までに約14万8千トンを搬出することができました。これまで大きな事故もなく、着実に撤去作業を進めることができましたのは、皆様の御理解、あるいは御協力の賜物であり、御礼を申し上げます。

さて、廃棄物の単位体積重量、いわゆる1立方メートル当たりの比重を見直したことに伴いまして、今後、平成24年度までの5年間で、約85万トンの廃棄物を撤去する必要があります。

このような中で、今年2月には、三戸町にあるウィズウェイストジャパン三戸事業所への埋立処分に着手するとともに、この5月からは、八戸市にあります奥羽クリーンテクノロジーでの焼却処理を開始するなど、私どもとしても、新たな処理施設の確保に鋭意努力しているところであります。

言うまでもなく、県境不法投棄事案につきましては、馬淵川水系の環境保全を図るための現場周辺の汚染拡散防止が最優先であり、県としては、皆様の生活の安全・安心の確保と、風評被害の防止を念頭に原状回復を進めていくことが重要であると考えています。

今日は、これまでの取組状況、今後の撤去計画、さらには原状回復が終わった後の環境再生などについて御説明する予定ですが、皆様には忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司 会： 続きまして、地元田子町の松橋町長さんから御挨拶をいただきたいと思えます。町長さん、よろしく願いいたします。

松橋町長： おぼんでございます。皆様、仕事の後のお疲れのところ、今日の説明会にお出でいただきましてありがとうございます。

また、県の環境生活部長さんはじめ、皆様、本当にありがとうございます。町の要望であります住民説明会を早速開いていただきまして本当にありがとうございました。

県境不法投棄問題については、本格撤去が始まってから1年が過ぎましたが、撤去が予定より遅れている現状にあるなど、まだまだ不安が残っております。先行き不透明であります。今後、県の方々には処理先の確保に全力を挙げまして安全に確実に撤去されるようお願い申し上げます。

今日の説明会においては、撤去を安全に、完全にするため、住民の不安などころの意見等、多々出ると思っておりますが、明確な説明、そして前向きな説明でもって有意義な内容の濃い住民説明会になるようお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、撤去の際には何かと地元の業者を優先して採用していただきまして本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

司 会： どうもありがとうございました。それでは、ここで県の職員を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶を申しあげました環境生活部長の山口でございます。

県境再生対策室長の鎌田でございます。

田子町現地事務所所長の中野総括副参事でございます。

周辺生活安全対策推進担当の鳥谷部副参事でございます。

環境再生計画担当の根岸副参事でございます。

汚染拡散防止対策担当の倉谷副参事でございます。

排出事業者の調査・解明、責任追及担当の西村総括主幹でございます。

続きまして、田子町役場さんから出席者の御紹介をお願いいたします。

田 子 町： それでは、田子町役場の方から紹介を申し上げます。

先ほど、挨拶を申しあげました松橋町長でございます。

私、今、担当しております経済課長の中澤と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。最後になりましたが、私は本日の説明会の司会進行を務めます環境再生調整監の山田と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、報告と説明に入らせていただきますが、その前に皆様にお配りしている資料を確認させていただきたいと思っております。

資料1 平成19年度までの撤去状況

資料2 平成19年度環境モニタリング調査結果について

資料3-1 平成20年度以降の撤去計画について

資料3-2 住民説明会等における発言内容

資料4 当面の運搬タイムテーブル

資料5-1 原状回復対策推進協議会における環境再生の議論の経緯について

資料5-2 環境再生計画策定スケジュール

資料5-3 県境不法投棄現場環境再生計画策定の全体フロー

以上でございますが、資料はお揃いでしょうか。お揃いのご様子ですので、それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第の3、報告・説明の(1)、平成19年度までの原状回復対策事業の実施状況について、資料1、平成19年度までの撤去状況から御説明を申し上げます。

なお、本日は次第に従いまして順番に御説明させていただき、御質問、御意見につきましては、説明が一通り終わった後にまとめてお受けしたいと思いますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。それでは、資料1からお願いします。

事務局： 鳥谷部と申します。よろしく申し上げます。資料1、平成19年度までの撤去状況について御説明いたします。平成16年度から始まりまして、19年度までの累計を載せてございます。

16年度、17年度、18年度につきましては、前回までに御報告申し上げておりますので省略いたしまして、19年度を縦に説明してまいります。

作業日数のところですが、19年度は209日ということで、これは運搬日数を掲げてございます。209日、運搬車両が出たということでございます。台数は合計で4,643台、撤去実績につきましては、合計で51,440.23トンでございます。その処理方法別ですが、下のところに星印で埋立処理は平成20年2月25日からウィズウェイストジャパンに搬出してございますけど、その分として1,496.02トン、それから焼却処理量としましては49,944.21トンとなります。

それで19年度までの累計でございますけども、作業日数にして合計730日、台数は13,647台、撤去実績は、トータルとしてこれまで148,642.92トンを撤去したということになります。資料1につきましては以上でございます。

司 会： 次に資料2、平成19年度環境モニタリング調査結果について御説明いたします。

事務局： 小西と申します。よろしくお願いいたします。続きまして資料2、平成19年度環境モニタリング調査結果について御説明いたします。

まず、初めに水質モニタリングについてでございます。調査結果の主なものにつきましては、1ページ目にデータを掲載しております。測定値、右から2番目の測定値の斜めの数字になっているところが環境基準を超過しているとい

う部分になっております。

現場内の一部の地点からは、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、いわゆるVOCや砒素、ほう素について排水基準値又は環境基準値を超える値が検出されましたけども、周辺からは環境基準値を超える値は検出されませんでした。

続きまして、別図の2になりますが、1枚めくっていただきまして、2枚目の裏になりますけども、別図の2、現場内の状況になっております。こちらは遮水壁内と書いてありますけども、モニタリング調査地点をごらんください。

現場を囲むように引いている緑の線、ちょっと隠れてはいますが、こちらの方が青森県の遮水壁、青色の部分が岩手県の遮水壁を表わしております。こちらの図の真ん中、上下に井戸の部分、項目が並んでおりますけれども、こちらが岩手県の県境になっております。右側が岩手県、左側が青森県となっております。

図の中にグラフが4つあります。これは遮水壁内で排水基準値、あるいは環境基準値を超える値が検出された地点のグラフでございます。

まず、図の一番下にあるアー8というグラフをごらんいただきたいと思えます。こちらで、グラフの見方を御説明させていただきます。

まず、グラフの右側の四角に囲まれてまして項目が書かれております。砒素、1,1-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ほう素等を書いてありますけども、こちらの項目についてのグラフということになります。

これらの5項目が遮水壁の中、現場内で基準を超えて検出されている項目です。横軸につきましては、調査年月日となります。右に行くほど最近の調査結果となっております。

続いて縦軸になりますけども、下から0、1、2、3、4、5、6というふうに数字がありますけども、この数字は検出された値が基準値に対してどのくらいの割合であるかというのを示した値となっております。

1のところは横で赤い線を引いてありますが、この1というのが基準値というふうになります。従いまして、この1を超えているところが環境基準値ないし排水基準値を超えて検出されたということになります。

例えば、アー8、今見ていただいているアー8の一番高い部分、色は見づらいたんですが、水色の棒グラフ、右から2番目が一番高い部分ですけれども、これで説明しますと、平成19年10月に測定したベンゼンが環境基準値の5.5倍の値で検出されたというふうな具合で見ていただくこととなります。

それでは、説明に入らせていただきます。別図の左側のアー3のグラフになりますけども、こちらの方をごらんください。この地点は、現場内で最も汚染されている地点で、ベンゼン、ほう素が排出基準値の3倍から4倍検出されております。なお、排水基準というのは環境基準の10倍の濃度となっております。アー3では、ほかの地点に比べて数十倍の濃度で検出されているということになります。

次に別図の真ん中の下のアー8のグラフをごらんください。ベンゼンの方が増加傾向となっております環境基準の5倍程度検出されております。

次に別図右のアー２５、右側の１番上のアー２５、下がアー２９になりますが、こちらのグラフをごらんください。アー２５については、環境基準程度のVOCが検出されております。アー２９では、テトラクロロエチレンが若干増加傾向ということになっております。そして、現場の西側では、主にベンゼンやほう素が高く、県境部の井戸からはVOCが高いという結果になっております。

１枚戻っていただきまして、別図１、周辺部の図面をごらんください。別図真ん中の上下２つのグラフでアー９、アー１０をごらんください。見方は先ほど説明したとおりでございます。この井戸は遮水壁の外側に設置している井戸ということになっております。

ちょっと見づらいんですけども、１のところに赤い線が引いておりまして、これが基準になっております。砒素、ほう素が検出されておりますが、環境基準よりも低い値となっております。

次に左側のアー１９ですが、こちらは杉倉川の下流、右側下にありますアー２１については境沢、右側上のアー２２は熊原川になっております。

青森県側、岩手県側、それぞれの影響が見られる地点を抜粋しております。グラフを見ていただきますと、砒素が検出されているところもありますけども、環境基準をかなり下回っており、問題はございません。

以上のように遮水壁内ではVOCなどが基準を超過しておりますが、周辺では環境基準以下であって問題がございませんでした。

次に１枚めくっていただきまして、別図３の図面をごらんください。有害大気汚染物質モニタリング及び大気汚染物質モニタリングの結果でございます。このグラフについても見方は先ほどの御説明と一緒にございます。１のところが基準となっております。

まず、有害大気汚染物質モニタリングについてですけども、これはグラフは図面の右下の３つのグラフになります。この地点で現場敷地境界の３地点でベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて調査を実施しておりますが、すべての項目で環境基準を下回りました。

また、大気汚染物質モニタリングは、上郷地区、こちらの公民館の方で行っていますけども、こちらについても環境基準値を下回っています。

最後に別図４、一番最後の図をごらんください。こちらの方は、騒音・振動モニタリングの結果になっております。騒音は上郷地区のほかに関地区、田子地区で調査を実施しましたが、すべての地点で環境基準値を下回っております。

振動につきましても、騒音と同一地点で調査を行いました。すべての地点で要請限度値を下回っており、問題ありませんでした。以上で環境モニタリングの調査結果の説明を終わらせていただきます。

司 会： 続きまして、報告・説明の（２）平成２０年度以降の撤去計画につきまして、資料３－１、平成２０年度以降の撤去計画の方から御説明いたします。

事務局： 汚染拡散防止対策担当の倉谷でございます。私の方からは、資料3-1の1番目、単位体積重量の見直し及び2番目の撤去実績と平成20年度以降の残量ということで説明させていただきます。

この資料の説明の前に、単位体積重量、いわゆる比重ですけれども、これについて、これまで説明会等でたくさんの意見等が出されていきました。今年の3月に田子町の方からも質問・要望、要請事項がございまして、5月に回答したところでございますけれども、この中でも比重についてのお話が出ております。といったことから、この貴重な時間ではございますが、比重について、これまで県がどのように説明してきたか、そして、皆さんからどういう意見が上がっているのに、私どもが答えてきたかということをおさらいしてみまして、これから皆様と共通認識を持って、今後の意見交換、そして廃棄物撤去の事業を進めていきたいということから、若干、お話させていただきたいと思っております。

それでは、資料3-2でございます。これは、住民説明会等での議事録を県のホームページでも掲載しておりますが、この中から比重に関係する部分の一部をピックアップしてつくった資料でございます。これが全部ではございませんけれども主な内容が網羅されているのかなと思っております。

この資料3-2の最初の1ページ目が平成15年の10月16日に説明会を実施しており、そのときの内容は町からの質問等に対して回答する、その内容についての説明会だったわけでございます。この中で比重関係でお話がありました。

全部読むと時間がなくなってしまうので、端折ってお話させていただきます。3行目、総量67万立方メートルについての解釈の問題について御質問がありました。

回答の方でございます。2行目の中ほどに書かれておりますが、67万立方メートル、これについては、前に土壌も含まれているという言い方をしておりました。これは実際には覆土に使われている土壌ということであり、疑義になっていきます地山の土壌についても触れられていましたので、これについては、この回答の下から3行目の後段の方で、地山が汚染されていけば、それはまた67万にプラスになるということでございますということなので、総量の67万立方メートルというのは、覆土の量は含みますが、廃棄物と覆土の量は含みますが、地山が汚染されているものについては、この67万に含まれていないという回答をしております。

次の方の質問でアンダーラインを引いていますが、4行目の後段の方で、67万、67万立方メートルのことだと思っておりますが、いつまで経っても67万であると。1行飛びまして、真ん中辺のこの数字は変えられないという、変なあれ、あれというのは多分意識だと思うんですが、変な意識を持っているんじゃないですか、変わるのであれば変わるというふうに説明してくださいよというふうな内容だと思うんですが、これに対しては、1行目の真ん中に、高密度電気探査をやって出したもので、67万は現在、現在とは、平成15年10月

現在のことで、変わりませんというふうに回答しております。

次に2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの平成16年の2月18日に説明会を開いたときの中から一部です。このときは風評被害に関わる説明会ということで開催したわけですが、このときも比重の関係でちょっとお話されております。

1行目の後ろの方、1立方メートルが1トンという計算になりますと、岩手県の方では1.1トンで計算しており、その方が妥当なんじゃないですかというふうな御意見でした。

これに対して、次の回答ですけれども、2行目の最後の方ですが、平均的に比重1.0ということで計算していますと。平成16年の2月というのは、実施計画を策定し、環境省の方から御承認いただいたばかりのときであります、計画書等は比重1.0で計算して、計画を立てますよということで説明しています。

これから、その下は同じような議論とはなっておりますが、繰り返しで県は1.0で計算しているんですよということで、繰り返しにはなっておりますけれども、そのような説明でございます。

3ページ目、ごらんいただきたいと思います。3ページ目は平成16年7月22日の説明会でございます。これは一次撤去マニュアルに関わる説明会ということです。このときは、廃棄物の撤去・管理についての御質問について、先に県の方から説明しておりまして、下から2行目、掘削量は立方メートルで確認しながら、併行してトンでも確認していくというふうにしておりますという説明をしています。

これに関連して、質疑応答では、積込みをする場合に重量は量らないで量で多分行くんでしょう、2行目の真ん中になりますけれども、本当に量だけのものなんですか、量というのは体積のことだと思うんですが、その現場で重量も量って搬出するんじゃないですかと。そのへん、もう少し詳しく説明してくださいよというお話でございました。

これに対して県の方では、1行目の中ほどですけれども、掘削の方は何立方メートル掘ったかということ把握しております。

ちょっと端折りまして、次の次の行の後ろの方、中間処理施設で積下ろしをする際に量を確定、何トン積んだかということ確定します。

ということで、1番最後の行になりますが、トンでも測定をするし、何立方メートル掘ったかということも、両方の数字を押さえていきますよというふうなことで御説明いたしております。

次のページでございます。次のページは4ページですが、平成17年の6月に田子町から質問を受けておりまして、それに対して回答しております。内容については、問(1)の6行目から7行目の真ん中あたりです。青森県側の廃棄物等もほぼ同様な廃棄物、岩手県と同じ内容の廃棄物であるということから、廃棄物などの比重が1.0を超えるのは明らかと考えています。最後の11行目で、米印の1と書いた上の方ですが、廃棄物の比重調査を行った経緯があれ

ば、その調査結果をお知らせくださいというふうな質問です。

これについては、四角で囲ったものが県からの回答でございますが、下から2行目、青森県では、平成16年10月に一次撤去エリア内の2か所において廃棄物の比重を調査しておりますが、それぞれ0.91と1.1という結果となっております。現在の段階では、1.0ということを変えるような要素はまだないですよということの意味だと思っていただいても結構でございます。

次のページ、5ページです。平成18年5月10日、これも田子町からの要望に対する回答でございます。これは県庁の中でお話されたようで、その記録でございます。質問内容は、岩手県では廃棄物等の比重の想定が0.7トンであったが、実績は約1.1トン程度となり、実施計画を見直しするとのことであります。青森県でも計画を見直しする必要があるのではないですかというふうな御質問でございました。

回答では、現在のところ変更する要因はありません、比重は約1.0であります。米印で書いているのは、田子町さんと県とでのお話であると思いますので、田子町ではこのことをホームページで皆さんにお知らせしているという内容を記載しております。比重は廃棄物の性状によって若干異なるが、おおよそ1.0、1トンイコール1立方メートルと考えていただきたいという内容で町の方に報告しております。

質問の2つ目、水分調整を行うために石灰を混入しているが、廃棄物の量が増えるのではないのでしょうかという質問でございます。

回答は、石灰の投入によって水分が抜けます。それによって廃棄物の重量が増えることはない。ここだけ見ると廃棄物の重量が増えることはないというふうにとられてしまうかも知れないんですが、これは前後の話で、石灰を投入したことによって、廃棄物の重量が増えるということはありませんよという答えです。これも米印はホームページで田子町さんが掲載している内容です。

それから6ページでございます。6ページは、平成18年9月13日の説明会でございます。これは、廃棄物本格撤去計画書を作成するに当たって説明会を開催したものです。

県の方からの説明は、単位体積重量1立方メートル当たり1トンとして計画しています。最後のところのアンダーラインを引いてますが、この単位体積重量につきましては、処理の進捗状況に応じまして、国との協議を踏まえて見直すものとしたしておりますというふうに説明してございます。これは計画書の4ページにも明示されているところでございます。

それに対して、質疑応答で最初の方の2行目ですが、数量については調べ直す計画はないんですかというふうなお話をいただいております。これに対しての答えは、2行目の真ん中で、撤去してまだ1割なんですよ、アンダーラインのところ、本県もまだ増えるか減るかということについては、まだ可能性としてはよく分かっていない部分がありますよということでございます。

アンダーラインの最後の部分ですが、時期が来たら、この計画を見直すという具合にしていきたいと思っております。時期というのは、ただ時間が経過した

から見直すということではなくて、撤去実績でありますとか、あるいは様々なデータの蓄積が積み重なって、そのデータ自体が見直しする必要性が出てきたときというふうな意味でお答えしています。

その答えに対して、再調査した時点で数量が変わっていれば、当然、この撤去計画も変わるわけですねという念押しでございますが、これに対しては、「はい、そうです。」とお答えをしています。

次の質問も比重に関連するんですが、直接的な質問ではないんですが、1行目の後半で、廃棄物を現場から持ち出すときの含水比の測定はどういうふうになっていますかと。含水比は比重に大きく関わるものがございますが、石灰を投入しておりますけども、それは重量に対してどのような評価をしているんですかというふうな御質問でございます。これについては、含水比については日々天候によってばらつきがあります。天候だけではなくて、廃棄物の性質とかそういうものでも変わるわけですけども、だいたい含水率が50パーセント弱になって、それに石灰を混合し、1立方メートルに30キログラムから50キログラムの石灰を混合しまして、分別、振るい分けをしております。その結果、その含水率が40パーセントくらいになります。だいたい10パーセント弱くらいは含水率が下がるというふうな状況ですということで御説明しております。

これは、結果的に石灰を投入しても水分が飛ぶので、その分が丸々重くなるわけではなくて、水分を飛ばして軽くするために石灰を混ぜていますというふうな説明でございます。

それから7ページでございます。ここのアンダーラインのところでございますが、ここで重要なのは、トン数、重さの管理はしているんですか、容積管理はしていないんじゃないですか、現地から切り出す、いわゆる掘削するときだと思んですが、1立方メートル取ってきて量っているんですか、調査しているんですか、掘削した後のほぐした状態の1立方メートル、1トンですというふうな評価だとちょっとおかしいんじゃないですかと。容積管理をしていないのであれば、出た数字というのは信頼性に欠けるものではないでしょうかという御質問でした。

これについては、容積もきちんとやっていますよという意味で、掘削のボリューム、容積、体積です。これにつきましても、だいたいの数字は押さえております。ただ、皆さんに情報公開しているのは、容積はお知らせはしていませんけども、重量をお知らせしています。重量についてはトラックごとに運び出すごとに重量を計測しておりますので、その都度、毎日皆さんには報告できるということで、重量、トン数でと説明しております。

以上で議事録の方の紹介を終わりますけども、これもほんの一部です。議事録となると、1つの説明会で40ページ、50ページになるときもございました。全部読むのも一苦勞でございますが、そのうち比重に関係する部分の一部だけを抜き出したものです。比重に関わるものでも、これに入っていないものもございますけども、主なものはおおむね入れたつもりでございます。

こういうことを踏まえて、県としましては、比重に関しては1.0が当初の計画でございましたが、計画を18年度の際には計画を見直すべきときには見直しますよと。方針が変わったわけではなくて、当初の16年から1.0で計算しますよ、18年度には見直すべきときは見直しますよというふうに明確に文章にしたのが18年度ではございますが、そういったことで進めています。

といったことから、資料3-1に戻ります。本題の単位体積重量の見直しの経緯でございます。資料3-1でございますが、平成16年1月に事業実施計画書について環境大臣の同意をいただいたものですが、これにおいては、これまでの電気探査やボーリングなどの調査などを踏まえまして、廃棄物の単位体積重量を1立方メートル当たり1.0トンというふうに推定しております。

平成16年度に一部撤去を開始しました。平成18年度までは主に一時仮置き場及び中間処理場の堆肥様物を撤去したところでございます。これについては、地上に積み込まれたものでございまして、廃棄物全体の67万立方メートルを代表するものではないと考えておりまして、この数字では計画変更は適切ではないと判断していたところであります。

従いまして、これまでも皆さんからちょっとそれはおかしいんじゃないかというお話をいただいておりますが、まだ計画を変更する段階ではないと判断しておったところです。

そして、平成19年度からは、主に鉛直遮水壁工事に伴って掘削した廃棄物を搬出しております。この結果を見て判断したわけですが、これらは掘削したということも踏まえれば、廃棄物全体がまだ分からない部分はありますけれども、67万全体を代表するものであるのではないかと考えられますので、この撤去の実績を踏まえて、単位体積重量を1.5トンが適当であると判断して変更する、見直しすると考えまして、今年度の2月、5月に協議会等に御提案申し上げたところでございます。その結果、おおむねいいのではないかと御判断をいただいたところであります。それで今回、この説明会で皆様方にこのように変更したいということで説明させていただいているところでございます。

それから2番目、この変更、見直しに伴いまして、これまでの撤去実績とこれからの残量のことになります。資料1においてお話ししましたように、撤去実績、重量、表の2行目は先ほどもお話ししましたので割愛させていただいて、上の方の廃棄物体積、単位は千立方メートルでございます。平成16年度の実績は12,000立方メートル、平成17年度の実績は29,600立方メートル、平成18年度は29,500立方メートルを撤去しております。そして、平成19年度は34,100立方メートルということで、合計いたしますと105,200立方メートルとなります。そして、これまでの重量の実績も記載しておりますが、体積の67万1千立方メートルというのは、変更する要素がまだないので変更しておりません。

従いまして、平成19年度までのトータルの実績、105,200立方メートルが撤去されましたので、67万1千立方メートルから実績を差し引きますと、565,800立方メートルになります。この残りの体積に見直ししました比重

1. 5を掛けますと約85万トンが平成20年度以降残ると我々は推定し、これに基づいて今後の計画を策定するという事です。私の方からは以上でございます。

事務局： 私、環境再生計画担当の根岸と申します。引き続きまして、資料3-1の3番、4番について御説明いたします。

今年度から、平成24年度までに残りの約85万トンの廃棄物を撤去することとなりますけれども、県では、3番の表、平成20年度以降の年度別撤去計画量のとおり、今年度は16万3千トン、21年度から23年度までは、19万4千トンずつ、最終の24年度には、10万5千トンを撤去する計画でございます。

この計画量は、残りの廃棄物につきまして、これまでの調査結果から特別管理産業廃棄物、いわゆる特管産廃と普通産業廃棄物、普通産廃ですけれども、この比率を約半々程度と想定しまして、有害物質の心配のある特管産廃は無害化するため、焼却処理、それから有害物質の心配のない普通産廃につきましては、主として埋立処分することとしまして、焼却処理施設及び最終処分場の確保の見通しや処理能力、稼働日数等を考慮しまして、また、平成24年度の前半までに撤去を終了することを目標として設定したものでございます。

このような計画となっておりますけれども、この撤去計画を大きく左右するのが処理施設の確保状況ということになるかと思っております。

4番の(1)、現時点の契約施設を整理しました。①の焼却施設としましては、八戸市内の3施設を確保しております。八戸セメント株式会社は、昨年引き続き4月から1日100トン程度廃棄物の処理を行っておりまして、現場からは月曜日から金曜日まで1日にトラック15台ずつ搬出しております。

奥羽クリーンテクノロジー株式会社は、八戸市のポートアイランドに今年3月に完成した焼却・焼成施設でございまして、5月から廃棄物の処理を行っております。計画処理量は1日最大130トン程度見込んでおりまして、現場からは1日にトラック15台程度搬出しております。

株式会社庄司興業所は、昨年度に引き続きまして現場で分別された大きな廃プラスチックなどの普通産廃を搬出しております。計画処理量は、週に1回、3トン程度、トラック1台で搬出しております。

②の埋立施設としましては、昨年度の2月、3月に埋立処分を行いました三戸町にある株式会社ウィズウェイトジャパンの管理型最終処分場に引き続き4月から、処理量は現在1日350トン、トラックは34台で搬出しております。

(2)の今後の見込みでございますけれども、県としては当然のことながらより多くの処理施設を確保しまして、できるだけ早く廃棄物の撤去を完了したいということになるわけでございます。幸いなことに、現在、既に契約しております処理施設の中には、処理量の増量を検討している施設がございます。また、現在、契約している4施設のほかにも県境産廃の受入れの意思を持っている焼

却施設あるいは埋立施設があり、必要な受入れ準備が現在進められているところでございます。

このようなことから、県としましては、さらに相当量の処理能力確保の見通しを持っておりまして、平成24年度までの撤去完了は十分可能であると考えております。

資料3の説明は以上でございますが、今回の見直しにより、平成20年度以降の撤去計画が変更になるのに伴い、18年度に策定しました廃棄物本格撤去計画書及び昨年度策定しました廃棄物本格撤去マニュアル、これらについては住民説明会で説明させていただきましたけれども、これらの計画書とマニュアルの一部修正が必要となります。現在、チェック作業を進めておりますので、修正内容を7月の原状回復対策推進協議会に報告しまして、改訂版が完成しましたら、住民の皆さんがごらんになることができるように、田子町役場及び当室の田子町現地事務所の方に配布することとしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。これで、私の方からの説明を終わります。

司 会： 続きまして、資料の当面の運搬タイムテーブルについて御説明します。

事務局： 皆さん、おぼんでございます。周辺生活安全対策推進担当の運搬の関係を担当して一戸と申します。私からは、当面の運搬タイムテーブル、時間が大分押してきましたので簡単に説明したいと思います。

資料4に書いていますけれども、左側の方にD-1①からD-8②まで書いてございます。これは、各グループ分け、運搬車両のグループ分けをしているんですが、例えば、BとかDとかありますけれども、右側の方に行き先ごとにBとかCとか書いているわけでございます。例えば、八戸セメントであれば、15台を6つに分けてB-1とかB-2ということですよ。

それで、例えば、D-1①ですが、これは三戸町にあるウィズウェイストジャパンに行く車です。この水色が川守田交差点と現場の間を往復する時間帯ということになり、この車の車両基地が田子町内にありますので、8時半に田子町内を出発して、9時に現場に到着しまして、緑色が9時から現場で積込・洗車するという時間帯でだいたい30分見ています。

その後、また、川守田交差点方面に向かいまして、10時過ぎ、10時10分からは三戸町のウィズウェイストジャパン方面に入るという形で10時半にはウィズウェイストジャパンに着くといった形でタイムテーブルを組んでいます。

同じように10分間隔で総勢65台、28グループ運行しているということです。いつから65台になったかということですが、これは6月16日からですが、5月23日の現地事務所だよりの一番下の方に平成20年6月以降の台数が最大65台ということで書いていますので、それで皆様の方にあらかじめお知らせしているという状況です。

こういった形でタイムテーブルの方については、一番上のD-1からD-8

まで、9時に現場に入って、最後は午後3時に現場を出るという形になります。

参考までに、八戸セメント、庄司興業所、ウィズウェイストジャパン、あるいは奥羽クリーンテクノロジーまでの距離と時間は下の枠の方に書いています。

次、裏の方をごらんください。

先ほど申しあげましたグループが各交差点を通過するおおむねの時間です。例えば、一番上のD-1は川守田交差点通過、田子町内の車両基地を出発するというので、小沼交差点の通過が8時40分、上郷交差点の通過が8時50分、現場到着が9時といった形でおおむねの時間を示しています。

これは、電車のようにきちんといきませんので、若干のずれはありますけども、だいたい、この時間帯に各交差点を通過すると、だいたい10分おきに通過するという形になります。

なお、今後、新しい処理施設が確保されれば、65台からまた台数が増える可能性はありますけども、どういったテーブルになるのか、処理施設の場所とか時間とか距離もございますので、それらを含めてタイムテーブルを編成して、町の方を通して皆さんにお知らせしたいと考えています。以上でございます。

司 会： 続きまして、報告・説明の(3) 県境不法投棄現場における環境再生について御説明します。資料5-1から資料5-3で説明します。

事務局： 三上と申します。説明については最後ですのでよろしく申し上げます。資料5-1、環境再生の議論の経緯についてでございます。環境再生については、県民や地元の意向を踏まえて、県が設置する協議会において協議をいただきながら計画を策定するというようにしておりますが、協議会としてのこれまでの環境再生の議論の経緯についてまとめたものです。この点について御説明いたします。

1として、県境不法投棄事案全体に係る協議会の経緯、これは大まかに2つの段階に整理できるかと思えます。(1)は平成15年7月の協議会発足からの第I期、それに続く第II期の4年間です。ここでは、汚染拡散防止対策や不法投棄された廃棄物の撤去・処理などについて協議を行い、本格撤去計画を策定するなど、現場の原状回復に向けた協議を重ねて本格撤去に至る具体的方向性というものを示していただきました。

続いて、(2)、第III期とあります。昨年の7月末からですが、ここではI期、II期のハード面中心の協議から次の環境再生のあり方の検討に入っていくということで協議会の再編を行ったということでございます。

そうした中で、2として環境再生の議論ですが。まず、現在の第III期に移行する前に、第II期の協議会の中で、16回の協議会、平成19年2月になりますけども、協議を開始しております。内容としては、「環境再生のあり方検討イメージ」という資料を基に、今後、環境再生の目標を議論することが大事な課題になってくると、環境再生のあり方に関する議論の大まかなプロセスという説明をして、これから環境再生について協議していくんだということで了

承をいただいたところでございます。

こうしたことを踏まえ、(2)、第Ⅲ期協議会として、①、昨年7月末には委員の改選を行ったところです。続いて②、第18回協議会、9月には現場視察をして、環境再生に向けて委員の御理解を深めていただきました。

次は裏側になりますが、第20回の協議会、昨年11月になります。ここでは計画策定の趣旨を整理していただくということで、これに関しては議事録の抜粋という形で掲載しております。ちょっと長いですが読んでいただきます。

県境不法投棄現場の原状回復については、今後、標高の高いエリアから順次、廃棄物の撤去が完了し、最終的には元々の深い沢地形になります。

このため、県では原状回復後の環境再生方策について検討し、平成20年度末を目途に環境再生のビジョンを掲げた環境再生計画を取りまとめることにしております。

また、環境再生の具体的方策を早期に決定することによって、今後の原状回復事業の効率的な遂行を図るものです。

撤去を完了したエリアから環境再生に取りかかるとすれば、平成21年度あたりから撤去を完了したエリアが出てくると見込まれておりますので、よって、平成20年度末を目途に計画を策定するというようにしております。

ということで繰り返しの意味合いになりますが、現場の撤去作業と同時並行で跡地利用の方策を検討するということが、廃棄物が撤去された後の地山に対しては、順次計画の内容を踏まえた整備を図るということで、跡地利用の事業が将来、手戻りになることのないようにという趣旨でございます。

こうした趣旨を踏まえて、続いて、計画検討・策定のフローであります。これについては、この協議会の資料を資料5-2として配布しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

細かいところは省略しますが、下の枠で県境再生対策室における取組事項というところですが、プロセスとして県民意見の集約、地元田子町における意見集約、さらには岩手県との連携、これらを取組の基本にしながら、上の枠になります。協議会で議論いただきながら、右側の上にありますように平成21年2月に環境再生計画最終案というスケジュール案を示して、先ほども説明しました計画策定の趣旨ということも含めて、協議の進め方の基本的な方向性について協議会の了承をいただいたところです。

また、資料5-1に戻っていただきますが、これを受けて、引き続き、④、第21回協議会、今年の2月の協議会になりますが、環境再生に関する県民意見の提案募集方法、これを具体的に検討しながら、その中では全国の専門家からの提案募集も実施すべきであるという協議会の意見も受けまして、それらを盛り込む形で計画策定の全体フローを作成いたしました。

それに伴って計画最終案の日程が平成20年度末から平成21年9月に変更、延びるということになったわけですが、協議の進め方について、さらに骨組みを固めて協議会の了承をいただきました。

そして⑤、第22回協議会、去る5月24日になります。協議事項の1つ目として田子町からの要望・要請についてとございます。これは、田子町さんから原状回復対策における対応等についてお尋ねしたい事項と要望・要請についてという文書が県に3月に提出されまして、その中で環境再生について触れられていたんですが、環境再生の検討というものを短いスケジュールで、また、岩手県との連携なく策定するのは拙速ではないかという御趣旨の質問でした。

これに関しては、協議会で協議する事項であるということで、この22回協議会で協議いただいたわけでありまして。協議に先立って、事務局の立場として県から、今ごらんいただいている資料5-1と同じ内容に沿って、今、説明しているとおりの協議会として原状回復と再生計画を一体ととらえるという考え方も含め、協議会としてひとつひとつ確認しながらステップを重ねてきたという経緯について説明の上、取扱いについて協議いただいたわけですが、これまで協議した方向で後戻りすることなく、引き続き進んでいくということをご承知を改めて了承いただいたということでありまして。

岩手県との関係についても触れられていたわけですが、岩手県では平成20年度に今年度現場の撤去作業が山場を迎えるということなどから、少なくとも今年度は環境再生について検討する予定はないということです。そういうことでもありまして、また、跡地利用と原状回復、一体ととらえて進めていこうという本県の考え方、一方で岩手県の考え方、それぞれの事情によって検討スケジュールに違いが生じることにはなるわけですが、岩手県との連携・調整に関しては、先ほどの資料5-2に明記しているとおりの、これは、今後基本として何ら変わるものではございません。本県としては、岩手県に対して随時本県の取組状況に関する情報提供を行っております。今後も岩手県の状況を確認しながら、適切な時期に必要な調整を行いたいと考えています。

また、この協議会では、環境再生提案・審査部会の設置について、あるいは、住民アンケート調査結果について議論しましたが、これらは今後の取組に関わることとなりますので、資料5-3の方で説明します。

これは、計画策定の全体フローということで、こういう形でやっていくということをございます。流れに沿って進め方ですが、まず、県民意向の傾向把握ということで、県のホームページでの調査、今月末まで実施しています。それから実施済みのものとして、②の北海道大学アンケート、③の八戸工業大学のアンケート、これは協議会の委員でもある先生方により実施されたものです。④は田子町の小中学生を対象に県境再生対策室の方で実施している環境学習、今日も上郷小学校の方で実施いたしました。その環境学習が終わった後にアンケートを取っています。それから、地元の意見ということで、⑤、田子町に意見集約をしていただいているところです。

それらを素材に県民意向の掘下げということで、⑥、県民ワークショップを県民の直接参加による討議方式で実施しようということ。県内2か所で、時期としては8月から9月を予定しています。そして、これらをステップとして、⑦、全国レベルで専門家からも意見を募集しようということ、県民の目

線で出された提案について専門家の目線で肉付けをしてもらおうという趣旨で実施を予定しているものです。

県民ワークショップ、専門家の意見募集については、緑の字で書いておりますけれども、先日の協議会で協議会内部に環境再生提案・審査部会というものを設置しまして、その部会で実施方法について協議いただきながら実施するということになっております。

なお、協議会の部会の委員については、協議会の委員の中から、協議会の会長の指名によって選任するということになり、5名の委員で構成しておりますが、田子町長さんにも委員として御就任いただいているところです。

この専門家からの提案については、緑の⑤ですが、今言いました部会の方で審査をし、数案に絞り込んでいただきます。その中で絞り込まれた提案については、26回の協議会、年明けになります。協議会の場で提案者から直接プレゼンテーション、内容を説明していただき、その提案を基にいろいろと協議いただき、意見を付して県に提示してもらおうということにしております。

21年度に入りますが、県としての実施計画案の策定、それに続く2次案、最終案の策定・協議を受けて計画策定を予定しているところです。

資料5-2との対比で変わったところですが、岩手県との調整に関する記載がないわけですが、これは先ほど説明したように、岩手県さんに関しては、今年度、環境再生の検討の予定はないという事情によるということ。ただ、基本的な姿勢としては、先ほど言いましたとおり、何ら変わるものではないということです。環境再生については以上でございます。

司 会： 報告・説明の時間が大分長くなりましたけれども、以上で終わりでございます。

それでは、皆様からの御質問、御意見を承りたいと思います。御発言される方はマイクをお持ちいたしますので、その場で手を挙げていただきまして、最初にお名前をお知らせいただきますようお願いを申し上げます。それではお願いします。

住 民： 畠山勉と言います。今日は御苦勞様でございました。いつもこの住民説明会、できるだけ参加しておりますが、その中で先ほど説明をいただきました比重の件ですが、いろいろ説明があり、結果的には1.1と言っているが5年も経ってから変更された。これは事実ですから、私が言いたいのは、県の計画がちょっと甘かったのではないのかな。実際は、先ほど説明した方はいろいろ言っていました。実際は計画は変わっているんです。変わっているというのは、県の計画が甘かったんじゃないかと。まず、それを素直に認めなければ駄目じゃないかなと思っております。

それから、この計画が変われば、それに伴って量が増えてるから費用も多くなってくると思います。費用の点については説明がありませんが、それはどれくらいになるのか、それが第1点です。

それから、特管物（特別管理産業廃棄物）と普通産業廃棄物を分けて搬出し

ておりますが、普通産廃を多くして搬出していると。こうすれば早くものが無くなるわけですから、計画どおりにいくかも分かりませんが、普通産業廃棄物と特管物の区分について、どういうふうな調査をしているのか、2点、まずお伺いしたいと思います。

司 会： 1点は、比重が変更されたということで当初の計画が甘かったのではないかということについての質問がひとつ、それに伴って費用が増えるのではないかと。2点目が特管廃棄物、普通廃棄物を区分するための調査はどうなっているかの2点でございますね。

事務局： お答えします。まず、費用の関係でございますけども、今まで加熱処理ということで撤去を進めてきてましたが、先ほども説明しましたけども、昨年度の終わり頃から埋立処分を始めております。その埋立処分というのが加熱処理に比べて費用が安いということ、そういう費用の安い処理を組み合わせることなどによりまして、平成24年度までの総事業費としては当初の事業費の範囲内に収めることとしております。

それから、特管産廃と普通産廃の区分ということでございますけども、不法投棄現場の廃棄物につきましては、これまで実施しました高密度電気探査、ボーリング調査、あるいは廃棄物土壌分析等の既往の調査結果に基づきまして、現場に有害物質がどういう分布をしているかをまず推定します。それを推定した上で、20m×20m×2.5mというメッシュを切って、それぞれのブロックが特管産廃のブロックになるのか、普通産廃のブロックになるのかをまず推定します。実際に推定したものでございますので、各ブロックについて個々に具体的に分析をして決めているわけではございませんので、これは普通産廃のブロックであっても、必ず普通産廃かどうかというのは分かりません。ですから、普通産廃として処理するために、現場から搬出する場合には、搬出する前にちゃんとした法律に定められた、これはマニュアルで決めているんですが、法律に定められた分析方法でちゃんと検査をしまして、そこで普通産廃であるということが確認されたブロックのものについてだけ普通産廃として搬出しております。そういうことでございます。

事務局： 2点ということで、一番最初にお話があった、当初の1.0が4年も経ってから見直しをした。その間、1.1が妥当じゃないかとか、おかしいんじゃないかというお話があって、結果的には1.5にしたと。当初の計画が甘いんじゃないかというお話でございます。

平成16年の1月に計画書を作成し、認められたわけですけども、これまで青森県は先ほどからのお話でしてあるように、高密度電気調査であるとか、ボーリングでありますとか、できる限りの調査をして廃棄物の量でありますとか、様々な計画を立てるための調査をしてきたわけでございます。

したがって、それらの計画を基に比重について言えば、これまでの廃棄物の

性状とか、それらのものを踏まえれば、1.0が妥当であると判断したことについては、決して間違いではなく、正当で、そのときの妥当性は十分にあったと私どもは理解しております。

全部を調査して密度を出す、比重を出すということは、それは67万立方メートルすべてを掘削してやれば可能かもしれませんが。廃棄物は一様なものではなくて、多種多様で場所によってもいろいろあります。どこを取っても調査しても比重は違います。それはある程度の物質を調査するのと違って、様々なものが入っているわけで、それらを全部把握するという事は、結局撤去するのと同じくらいの手間暇がかかるということなので、我々が計画をつくる上で最低必要限度の調査をしましょうよと。不足であれば困りますけども、そのときの最大限の努力で調査をしてきた結果が1.0であります。

それを途中で岩手県は1.1にしているんじゃないかと。岩手県も最初は0.7という情報、私は確認してませんがそういう記録もありますし、岩手県は1.1に直したのは、岩手県もそれなりに調査をして、当初の調査をしないで推定した単位体積重量でなくて、調査した後、はっきり岩手県側の方の廃棄物の比重が1.1ぐらいあるという結果があって変更したわけです。

青森県は当初の1.0という結果を受けて、その計画をつくったのであって、その途中できちんとした形のデータをまだ揃っていないことから変更はしていないということでございます。その変更の経緯については、私の方からお話しましたが、平成16年度から18年度までの撤去は繰り返しのようになりますが、全体を代表するような廃棄物を撤去したものではないと私どもは判断しております。

したがって、確かに1.0ではなかった部分もあります。でも、そのデータを使って計画そのものを変更するという事は、あと残りの60万とかのものを判定するわけですから、それらを代表するようなデータがない限りは、あるいはそれらを想定するようなデータが出てこないうちは、やはり自信を持って変更するという事はできないわけです。

そういった意味から、今回、19年度に撤去したものは掘削した廃棄物でありますから、これはまだ分からない部分は多々ありますけども、掘削したものであるということ踏まえて、大体1.5ぐらいにはなるでしょうというふうな自信をもって判断できたからこそ、今、変更したわけです。変更したいと提案したわけです。

それが、当初の計画の1.0が甘かったんじゃないかというお話は、決して私どもはそう思っておりません。当初の計画はそれなりの調査を経て1.0に定めたものであって、それが、計画がずさんであったとか、そういうふうな認識は持っておりません。そのときの最大限の努力で決めたものと認識しております。以上でございます。

住 民： 今の説明も聞きましたが、私から言わせれば言い訳にしかないのではないかと感じております。地元住民がこれがおかしいんじゃないかと再三言って

おります。そのときにおいても、1.1は1.0だと言っておいて、将来的にそういう可能性があるのではないかという表現は1つもしていません。発表してから18年度まで。そして、調査をした結果そうになりましたから変わりますというのは、あまりにも自分本位の報告だと思っております。

そのとき、なぜ、地元の人たち、私たちもこういうふうになるんじゃないかなど。おかしいんじゃないかと言ったとき、本当かどうか素直に聞いてもらえなかったのか。都合が悪くなればみんな変更する、これもそうですよ。今、もう一つ質問しますが、初めは、県の説明会においては、特管物が多ければ国からの補助金も多いし、田子町のごみは特管物が非常に多いという説明で来たわけです。それがまた、電気探査とか精密探査、検査でもって自信を持って示しておきながら、今度は普通産廃の方を多くして運び出すような状況であると。私から言えば、その都度、その都度、県の自分本意のやり方ではないかなと思っております。私がいくら言ってもこれは変わらないと思いますし、今後は、もっと慎重に検討していかなければならないのかなと思っております。

それからもう1つあります。知事がいろいろ説明していますが、国との確約とかいろいろ言ってますが、田子町と知事との期間が過ぎても県費でもってやるんだという知事との確約がある。そういうふうに聞いておりますが。その確約というのは今もずっと生きているのか。まず、期限内に終われなくても県費でもってやるということを改めてお聞きしたいと思っております。

司 会： 住民の方から再三増えるのではないかという御意見があったにも関わらず、そのような発言はなかった。その状況の下で今、増えるというのは言い訳ではないか。それから、特管物が多ければ国から補助金が多くなると言っておきながら、普通産廃を多くしているということについての県の考え方。それから田子町と県知事との期間が過ぎても完全に撤去するという約束は今も生きているのかという3点ですね。

鎌田室長： 最後の方から、私から、知事がしゃべった24年度まで終わらない場合、県単でやるのかということはこの約束は今でも確実に生きてます。終わらない場合にはやっていく覚悟でおります。これは約束しております。

事務局： それでは、1番目の言い訳に過ぎないのではないかと、非常にきつい言葉でございます。私どもにとっては。そうではあります、その中で、私どもは撤去している段階で、私どもが設定した1.0ということと、現実的にはいくらか違うということは、確かに状況としてはあったわけです。これはもちろん、私どもも認識して、常に1.0でずっと推移してきたとは言いつもりもございません。ただ、私どもがいったん決めた計画を修正するという場合は、今後のこともにらんで修正するためのデータがきちんとしたもので、ある程度のものの説明できる資料がなければ、我々としては計画を変更できないんです。岩手県が1.1にしたから、じゃあ、青森県も1.1にしますというのはとんでも

ない話なんです。というのは、青森県の廃棄物が1.1というデータが何も無いわけです。データが何も無いままで計画変更はできません。

という意味で、先ほど私も話しましたように、16年から18年までの撤去したものの実績を踏まえて変更してもいいかも分からないんですが、それは、私が話をしたように67万立方メートルとまだまだ膨大な廃棄物がある中の一部だけを見て、全体を評価できるものであればいいんですが、評価できるものを16年から18年までは撤去していないということを踏まえて、これはまだ変更する段階ではないと判断しているわけです。

確かに岩手県さんは1.1に変更したかも分かりません。ほかのところを見ても1.0以上の廃棄物があったことも事実です。それは当然のことですが、それだけを見て計画を変更するという事は、なかなかできないということをお理解いただきたい。

そういう意味で、ある程度信頼できるデータをもってから変更するのであって、都合が悪いから変更しているのでは決してございません。そのへんは御理解いただきたい。これは言葉でしか言えないかも知れないんですが、我々は誠心誠意でこの現場を早く再生したいということでみんな努力しています。そういうことから、都合が悪いからこっちにいくなんていうことは決してありません。これは信じていただきたい。

事務局： 特管廃棄物が多ければ補助がいただけるということで多くしていたのが、いつの間にか普通産廃が多くなっているというお話でしたけども、それは、ちょっと言葉と言いますか、名称の上でちょっとした誤解があるのかと思われま

す。というのは、特管産廃というのは廃棄物処理法における名称なわけですが、特別措置法という、この現場の廃棄物を撤去するに当たっては特別措置法の適用を受けて補助をいただいているわけですが、その特別措置法では現場にある廃棄物のことを特定産業廃棄物としております。その中に有害産業廃棄物とその他廃棄物に分かれております。

おそらく、有害産業廃棄物のことを特管廃棄物とごっちゃにしたのではないのかなと考えられます。というのは、有害産業廃棄物の中では、今、撤去しています有害物質を含む特管廃棄物と医療系廃棄物が含まれているんですが、確かに現場では、医療系の廃棄物が広範囲に混じっておりまして、調査当時は医療系の廃棄物も含めて、もしかすると特管廃棄物と言ったかもしれません。その量というのが当初合わせて61万立方メートルほどありました。その他の廃棄物というのは、これは有害産業廃棄物ではないものが6万立方メートルほどありました。有害産業廃棄物の61万立方メートルのうち、現在の廃棄物処理法に基づく特管産廃が33万立方メートルほど。当時、医療系廃棄物であったものが28万立方メートルほどありました。ところが、その医療系廃棄物については年数が経っており、有害性、感染性がもう無くなっているということで、特別管理産業廃棄物からは外れますよと国の方から通知を受けてそういうふうになりました。

ですから、特別管理産業廃棄物でなくなったのが医療系廃棄物の混じった廃棄物の28立方メートルとその他の廃棄物6万立方メートル、これを合わせますと大体34万立方メートルです。この部分が現在言っている普通産業廃棄物ということになります。

ですから、特別管理産業廃棄物が最初の67万立方メートルの中での話ですが33万立方メートル、普通産廃というのが34万立方メートルということになりまして、それで普通産廃と特管産廃が半々くらいですよ、そういう形になっているということでございます。

住 民： 今、畠山さんが質問したことに関連するんですが、疑いの目で見ると言い方をされたようですが、それはある意味ではそうならざるを得ない、県と町の長い、何て言いますか、関係と申しますか、安寧な関係を保てなかったということが住民をしてそういう考え方にさせられる、信じ難いということが先行していくということではないかと。私もそう思いますし、そういうことがやはり災いしているのかなと感じました。

それから、1.5倍になるという計算式ですけど、なぜ5割増しになるのかということなんですね。1.1とか1.2ではなくて、突然1.5になるという。しかも、先ほどの説明だと67万を代表するものだと。こういうことになると、残りが全部、今後1.5で計算するというふうに聞こえるんですが、それはそのように理解して心配ないのかというのが1つ。

それから、先ほど、畠山さんが言った中で、予算の関係で発言があったわけですが、1.5倍になりますと、国との関係、いわゆる計画、特措法上で、新しく国の承認を受ける必要があるのではないですか。そのことについて、まずお聞きしたいと思います。

司 会： 今の御質問としては、なぜ1.5倍、突然5割増しということになるのかと。それから、残り、残量については全部1.5倍ということになるのか。第2点が1.5倍ということになると、国の計画の新たな承認というのが必要になるのではないかの2点ですね。

事 務 局： 私、倉谷から1番、2番についてお話したいと思います。

なぜ、突然1.5倍になるのか、途中の経過として1.2、1.3となって1.5ならまだ分かるけどもという趣旨かと思うんですが、資料3-1を見ていただきたいと思います。実は、皆さんには体積をこれまで公にしていなかったと思うんですが、これは今、協議会にも出している資料3-1の2番のところですね。廃棄物体積、平成16年度は12,000立方メートル、廃棄物は11,400トン、単純に年平均でございますが、比重は1弱、0.95くらいです。平成17年度は29,600立方メートルに対して、重量で39,900トン、1.35くらいになります。18年度は29,500立方メートルに対して、実際の重量は45,900トン、1.56で1.5を超えています。19年度も1.51と1.5を若干超えています。

このように毎年の実績を見ていつも変えるということは、これはどう見てもできないですね。先ほども言ったように岩手県が1.1だから青森県も1.1に直さなければならないということは理屈になりません、我々としては。やっぱり確からしさのデータがないと変更できないんです。そういう意味でさっきも言ったように、16年度からは18年度までの3か年は、中間処理場とか、そちらの方のもので、種類も堆肥様物ということで、ある程度1種類に近いものを撤去しています。

そういう意味から、まだ埋まっているものについては、まだいろんなものがあるのは、私どももはっきり分からない部分もありますが、まだいろんな種類のものが投棄されているということはつかんでいるんです。したがって、平成16、17、18の実績だけで全体の計画を変更することはできないというふうに判断したから変更していません。

繰り返しになりますが、平成19年度は一部ではありますけども、掘削したもの、これは現場の遮水壁の工事が出てきたものですけども、掘削したものを撤去したんです。それを見た限りでは埋まっているものを撤去したわけですから、ある程度これまでよりは信頼性は高いと判断して、これは全体計画を変更すべきだと判断したから、今年の2月に提案したんです。その時の数字が1.5、ここでいうと1.51ですけども、今までのデータを見ると現段階で平成20年2月の段階では、1.5が十分信頼性のある値だと判断したわけです。したがって、いきなり5割増しではありますけども、これで変更させていただきたいということです。

それから、今後も1.5倍で変わらないのかと。これは、ここにいろんなものがまだ埋まっている可能性があります。実際さらに掘削していくと我々が調査でつかみきれなかったものが出てくる可能性はあります。それは絶対否定はできません。したがって、ひょっとすれば、重いものが出てくれば、1.5が1.6になるかも分かりません。だけど、我々が予想しているよりも軽いものがひょっとしたら埋まっているところが多いかも分かりません。そうすれば、1.5を下回ることもあり得るんです。でもそれは、今、1.5というのは、今現在の我々が持っているデータが一番信頼性があるものとして計画をつくっているのであって、この先が絶対変わらないということはありません。調査はしていますが、すべてを見ているわけではありませんから。何度も計画は変わり得るものです。でも、計画策定時点ではその時の最大限確からしいもので計画をつくっていますということで御理解をいただき、早い話が1.5が今現在、新しい数字だと信じておりますが、掘削が進めば変わる可能性はあります。ということで2点目のお答えにしたいと思います。

事務局： 1.5倍に増えることで、国の承認を得なければならないのではないかとということでございましたが、国の承認ということで、これはおそらく実施計画を変更しなければならない、実施計画というのは国の承認を受けなければつくれないものですので、おそらくそのことだと思っておりますが、実施計画の変更とい

うのは、まず区域、不法投棄の区域ですね。それから処理方法、あるいは処理期間、処理費用などを変更する場合に必要となってまいります。1.5倍になったりするのは、もう既に国では知っております。今のところ、実施計画の中の廃棄物の量というのが、ボリューム、立方メートルの表記になっているということもありまして、今のところ、国からは実施計画変更の指示はございません。

司 会： はい、どうぞ。

住 民： 1.5倍のものが1.6倍になることはあり得るという説明だったけれども、増えるのではなくて、今後、例えば1.4とか1.3になることだってあり得るわけでしょう。だからそういう説明をしていただかないと、先ほどの回答だと1.5が1.6になると、次に変更するときは1.7とか、そういう改定をするのかと。こじつけみたいに聞こえるかもしれないけども、聞く方にしてみればそういうふうに聞こえる。

次に、いつこれは見直すんですか。例えば、1.5が1.6になるか1.7になるか分かりませんが、それはいつの時点は今から予定されているんですか。

司 会： 1.5倍が1.6倍、1.7倍と増えるばかりでなく、減るということはないのかというのがひとつ。それから、この次の見直しをする時はいつなのかというのが第2点ということですか。

事務局： 私、さっきのお話で1.6もあり得るし、軽いものが出るかも分からないし、その場合は下がりますよということをお話したつもりですが、私の気持ちだけだったのかも分からないので、もしそうであれば、増えるかも分からないし、減る可能性もありますよということを改めて付け加えておきます。

これについては、今は1.5なんです。いつ1.6になるのか、1.4になるのか、いつ変わるかというのは、これは分からないんです。なぜ分からないかということデータがないからです。掘ってみてデータが変わってくれば変わる可能性はあります。そのデータが出て、残りの、今度は67万立方メートルではなく、50万立方メートルの時点になるかも分からないのですが、その時点で掘削してみて、あるいは別な調査が必要で、例えば、何かの調査をした時点で、残りの廃棄物は1.5でなくて1.6になる、あるいは1.4になるという結果、データが出れば、そのとき、そのデータが今後の廃棄物量を推定できる信頼性があれば、そのとき変更するんです。ですから、1年後に変更するか、2年後に変更するというものではないんです。時間ではないんです。データなんです。掘削する廃棄物の中身がどう変わるかによって、どう変更するか決まってくるんです。ですから、次の変更というのはないかも分からないし、あるかも分からないし。来年になるかも分からないし、今年度末になるかも分

からないし、再来年になるかも分からない。それはそういう状況になったときに変更するんです。ということでどうでしょうか。

住 民： 「どうでしょうか」と言われても、「あ、そうですか」というふうにはしか言われませんが。先ほどの説明、冒頭の説明だと、67万立方メートルを代表するものだとして協議会の承認を得たというふうな説明だったから、残り全部1.5でやると。それは計画変更をする必要がない。いわゆる、国と間では予算の増減がないから、そういう意味かなと受け取ったわけですが、その理解でよろしいんですかね。

住 民： 67万立方メートルを代表するという、そういう説明はしませんでした。

事務局： しています。

住 民： それはどういう意味ですか。

住 民： あなたは最初の搬出からいたのか。

事務局： いや、途中から。私は4月からです。今の4月から。

住 民： それじゃ、前の内容の説明とか聞いても分からないのではないかな。

事務局： ですから、議事録とかをある程度要約したものを読ませていただいています。

住 民： データがないとかいうけど、今までデータをつくるためにどれだけの費用をかけて、どれだけの日数がかかったとか、あなた、調べてきたのか。

事務局： そこまでは調べてません。

住 民： それで、今になって、データがないとかというのが相当おかしいのではないかなということだ。そこをしゃべってるんだよ。今まで探査とか検査して一所懸命やってきたんだと。そういうものがあって検査とかやってきてるんだと。そういうこと室長とかが説明してきてるんだよ。そうして、今度は変更しろというわけ。これはおかしいのではないかと。だから、変更してもいいんだけど。（一部聞き取れず）そこが問題。比重を変えることによって、変更が出るよ。運行計画とか、総量とか、費用まで全部変わっていくんだよ。計画を大幅に見直すということにならないか。

鎌田室長： 最初から携わっているのでお答えします。今までいろんな調査というのがあります。今までずっと調査をしてきたのは、現場のごみがどういう状態でどれ

くらいの量があるのかということ、それからどういうやり方をすれば一番効率的というか、みんなに迷惑かけないで撤去できるか、原状回復できるかということです。その一環として、ボリュームだとか容量だけでなく重さも量ってみたり、いろんなことをしてきたわけです。そのときの時点でのデータでは、1.0ぐらいが妥当であろうということですからずっと来たわけです。調査がすべて比重のために調査したわけではないんです。そういうことは当時のこととか分かっていると思うんですけど、それで今、ずっと遮水壁をつくってきて、深く掘ってみたらごみが出てきた。そしたら、今までのごみとは全然質が違うわけです。それであれば、大体このくらいであれば、全体的にいいだろう、この段階で1.5ということで計画しておいた方が十分妥当性があるだろうという具合に考えています。

じゃ、その1.5というのは変わらないのか、今言っているのは、1.5で今までやってきたけども、これからずっといろいろ掘って行って運んでいったと。そのときにその実績が1.3ぐらいで来た。平均的に。となれば、その時点でまた1.3ということで計画の廃棄物というのがこれくらいになりますよということもずっと説明してきたわけです。

そのときに、今度、お金はどうするんだという場合には、要するに一番先に計画したのは、焼却ということで計画したわけです。434億の中の344億が処理費用だということできたわけです。これは焼却でやってきたわけです。焼却のほかにさっき言ったように埋立てというのが安くできます。それは、前に皆さんにも説明してきましたけども、実施計画の変更というのをやりました。平成19年の2月か3月あたりにやりました。そのときに埋立てもできますよ、こういうこともやりますから、どんどんこれからは撤去が早まっていきますよというふうに説明したはずなんです。そのときに説明した内容が埋立てができるよということなんです。その安い方もできるし、それから今までどおりの焼却もできるし、そうなれば、その組合せによって344億の中で抑えていく。そうすると事業費も変わりません。それから今のところ、67万1千立方メートルと見込んでるけども変わりませんと。重さが変わりましたけれども、予算の中でやっていきますということで、国も、それじゃ、今のところは実施計画の変更は必要ありませんねということだったんです。こういうことでどうでしょうか。

住 民： ということ、現実として変わっているんだということをおあなた方に認識してもらわないと困るんだと。何でかという、言い訳にしか過ぎないんだ。1.1とかというのを何回も聞き質しているわけだ。それで、3年間、変わりません、変わりませんって今まで来ているのに、18年度になって突然変わるような話をここでしているわけです。

鎌田室長： 要するに、それを変更するためのデータがなかったということ。

住 民： なかっただろう。

住 民： データがないと言うけど、今まで、全てのデータを揃えてやってきたというのが、あなたの説明だったじゃないですか。そうじゃなかったのか。

鎌田室長： それは、その部分の。

住 民： そんな話はないだろう。

(会場が騒然となり、聞き取れず。)

鎌田室長： これまで何の調査をしたかということで整理したら、12年度から調査を始めたんですよ。15年度までいろんな調査をして3億円使ったわけです。水質調査でも何でもやった。けども、比重の調査というのはあまりやっていないんです。ですからそれをしゃべってるわけです。これからは、現場を切っていくとどれだけ切ったか分かる。そうすると、処理先のところの重さも分かる。これからどんどん分かっていくんですよ、データが。そうすると、いろんなデータが出てくるわけです。そのときに。今までデータがなかったものだから、何もできなかったということなんです。

住 民： やり方ですよ。そちらの説明は分かるけども、そういうふうなことを含みを持たせて説明をすべきではなかったのかなと思います。うちらが一生懸命違うのではないかという部分に対して3年間も、4年か、1.0で通してきたわけです。それでやってみたところで多くなりましたから変わりましたと。今後も変わるかもしれないし、多くなるかもしれないと。そしたら、今まで3億円かけたという調査費は一体何だったのか。そのところはやっていませんでした。私から言わせるとそんなはずはないと。そういうすべてのものを揃えるのがデータであって、その部分がなかったから計画が変わったということ自体がおかしいんじゃないですかということをおし言いたいです。だから、そういうふうにしたものを踏まえて計画をきっちりやっていただきたいということを要望します。

莫大な費用をかけてやったものをそこだけはやらなかったから、調査しなかったからといって、今の今になってという話は我々には通用しませんよ。何のために3億円もかけて調査したのか。その3億円の中に比重を出すための調査費用を入れておくべきではなかったのか。

比重が出ないのに総量が出ないだろう。総量が出ないのに計画を立てるといのがおかしいのではないか。比重が出なければ総量が67万というのも出ないし、もっと増えるかもしれないですよ。一番大事なことを計画の中で抜かしてたんじゃないかと私は思っているんですよ。今後は、指摘どおりきちんと進めてやっていただきたいなということです。

司 会： ただいまのお話は御要望ということで受け止めさせていただきます。畠山さん、中村さん、いかがでございましょうか。

住 民： 67万立方メートルを代表するということについての質問の答えは。

事務局： 67万を代表するものが平成19年に掘削したと私どもは理解しております。というのは、平成16年から18年までは地上に積まれていた堆肥様物を撤去したわけでございます。それは67万全体の廃棄物の種類のほんの一部なんです。そういったことから、全体を代表するものではないと判断はしてはいたんですが、19年からは全体を代表する埋まっている廃棄物、掘削した廃棄物なんです。そういった意味から、まだ底はどういうものが入っているか、すべて見通しているわけではないですけれど、今、19年度の掘削撤去状況を見る限りでは、そのデータは残りの20年度以降の残っているボリュームを代表するものと、今現在は確からしさがあるということから、そういう表現をしています。

住 民： 先ほどの汚染されている度合いというものは、掘り進んでいくと、底に行くほど、汚染度合いが高くなるという、環境モニタリングの方でそういうお話があったんですが、それは普通産廃ですか、そこから運び出したものが普通産廃として運び出したんでしょうか。

鎌田室長： ここは水なんです。水の調査をやっているんです。モニタリング調査の2枚目の裏の方、下の方が濃くなっていますが、これはあくまでも出てきた水の濃度、汚れの度合いが濃くなってきていますという話です。ですから、そこにまだ、大体は分かっていますが、特別管理の産業廃棄物があるのか、普通産廃があるのかというのは、大体は分かっていますが、確たるものは不明だと。濃くなっているというのは水のことをしゃべってますから。

司 会： よろしゅうございますか。ほかに御質問、御意見、ありますでしょうか。

住 民： 普通産廃と特管物の区分について、これが一番問題だと私は思うんです。まず、特管物を焼却するのは施設が足りないし、時間もかかるし、金もかかると。我々が見ていけば、言葉は悪いけど、どんどん普通産廃のように産業廃棄物として運び出せば、早く終わってるんじゃないかと、私個人の見解ですが。そうしないようにきちんと悪いものは悪い、良いものは良いというやり方でやって、今までやっていないとは言っていないんですが、今後さらに十分気を付けて、こういうふうにやっていますよというふうな現地確認、説明会とか、そういうものをしていただきいなあと、ひとつの要望です。地元住民の不安ですから。

山口部長： 要望ですがお答えさせていただきます。鎌田室長のところは、県境の廃棄物を処理する業務を担っておりますが、当部では産業廃棄物処分場を所管しているところが別でございます。そこに普通産廃で許可されている埋立処分場に特管廃棄物を運び出すことは、廃掃法の完全なる違反でございます。これは運び出す皆さんももちろん気になさるでしょうが、運び込まれる地域の方がもっとシビアに確認してます。

そここのところは、先ほど中村さんは県はまるっきり信用できないというお話がありましたが、我々は、あくまでも法律に基づいてしっかり管理していきます。それは、お約束しますし、また、そこは御信用いただきたいということです。以上です。

司 会： よろしゅうございますでしょうか。

住 民： 焼却施設の中でR E Rの名前が消えているんですが。その会社は今どうなっているんですか。

鎌田室長： 新聞報道でごらんになっていると思いますけど、去年の12月ですか、周りの川からダイオキシンが環境基準を超えて検出された。それで搬入をお互いの話合いでやめています。今、R E Rと、R E Rなのかどうかという原因がよく分からないんですけども、あそこに事業所がいっぱいあるんです。原因が分からないんですけども、あそこにある事業者がいろいろと中の改善事業というのをやっています。中の水が溜まる所をきれいにしたりとか。それから、いろんな改善事業をやっており、大体それが終わるのが7月頃に終わる予定になっております。その状況を見ないと、我々もここから持っていったものが、R E Rとは限定されていませんけども、地域の方に不安を与えるような原因になるようなことはやりたくないものですから、その状況を見て、それから判断していきたいなと考えていました。

司 会： ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

住 民： 今日、さっぱり参加者いませんので、私がいつも聞くような形ですが、田子町の方にちょっとお聞きします。

まず、岩手県がごみを搬出するとき、(田子町の)水亦の集落を通っていくわけですが。その岩手県での方での運行マニュアルとか計画とか、田子町の方にいついつ車が走るとか、何台ぐらいとか、そういうような計画とか説明というのはありますか。

田子町： 運行マニュアルとして書いたものはいただいておりません。ただ、何台くらいなどということの説明と申しますか、そういうものはいただいております。また、地元の集落の方に岩手県さんの方が、この近年では、個々にやっている

かどうか分かりませんが、搬出が始まる頃、本格撤去が始まる頃には、住民の方々に個々に説明をされていると、そういう状況にあります。

住 民： 岩手県の方から何も文書とかそういう通知がないということですか。

田 子 町： そうです。

住 民： やっぱり岩手県の方が本格撤去が始まれば車の量も多くなると思いますし、地域住民の交通事故になる可能性が高いわけですから、岩手県の方にも要望して、そういうふうなものをきっちりもらって、直してもらわなければならないものは直す、そういうふうな立場で、田子町の方にも岩手県に交渉してもらいたいと思います。

それから私、この間も言いましたが、水亦集落に入っていくところの急カーブがあります。青森県の方では搬出するに当たっていろいろと直してくれましたが、そのことも岩手県の方に要望して、これは青森県と岩手県と一緒にやって水亦地区の道路を改良してもらえれば大変いいのではないかなと思います。

それからもうひとつ、あのへんは携帯電話が通じませんので、事故が起きたときの連絡体制というのが遅れる可能性があるのではないかと。何か衛星電話でやっているという話もありますが、そういうふうなことで携帯電話の通じるような方に田子町さんの方でも青森県の方でも頑張ってもらいたいなど。それも合わせて要望します。

司 会： 大体予定の時間となりましたけども、ほかに御質問、御意見なければ、松橋町長さんからまとめの言葉を頂戴したいと思います。

住 民： いや、あることはあるんですよ。これは、地元の方では環境再生の方にはまだ踏み込んでいませんけども、これはまた、別個皆さんの考え方を理解を得たということで考えて、説明だと既に県民のものの考え方を協議会に提案したと、協議会の了承を得たという説明だったんですが。肝心の田子町の立場はどうなるんですか。

田子町は置いてきぼりで、協議会で決定したからそれで進めるんだという理解に私たちが立てばいいんですか。

司 会： 時間的なもの、もう少し余裕がございますので、このまま続けたいと思いますが。

田子町の再生計画に関しての田子町の立場というものがどうなるのかという御質問ですね。

事 務 局： 田子町の意見がどの程度尊重されるのかという御趣旨かと思えます。これについては、先ほど触れました田子町さんから3月にあった要望・要請の中でも

同じ趣旨の御質問がございまして、県としても回答しているんですが、その内容をまず御説明したいと思います。資料5-3を見ながらということにしていたらと思うんですが。

ここで、県民の意向ということで調査、県、その他の学者の先生とか、田子町さんの意見集約ということがここに絡んであるわけです。

これからの県民意向を掘り下げるための県民ワークショップの開催を予定しているわけです。田子町との意見集約の結果というのは、この上にある①から④、こういうほかの調査結果と同様に県民意向の1つとして、県民ワークショップの参考意見として位置付けられているということ、それが第1点です。

それから、この地元の意見については、その右側になりますが、平成20年の9月の協議会ということでございます。真ん中へんです、右側。ここで、田子町の意見集約というものを報告いただくということになっておりますので、協議会ではこれらを踏まえて、田子町さんの意見集約、あるいは県民の意見といったものをすべて総合的に検討していただくということになります。そういう位置付けの中であるということ御理解いただきたいと思います。

それから、付け加えると申しますか、今言った趣旨の範囲の中のことなんですが、この計画策定に当たっての県の基本的な考え方、内容についての考え方ということではなく、進め方としての基本的な考え方ということについては、県がまず何か先立ってビジョンなり、具体案を出して、その上で県民、田子町の意見を聞くという流れではなくて、まず県民の意見、地元田子町を含めた県民の意見、これを聞いて、その上で進んでいこうということをやっているわけです。どの程度尊重されるのか、どの程度反映されるのかについては、これは今後、そういった中で進めていきますので、どの調査結果を優先するとか、どの意見が反映されるのかという今後の結論的なことについては、県として何の予断を持っているというわけではなくて、ここに示したスケジュールでひとつひとつ進めていきたいということです。

住 民： 先ほどの説明では県民の目線という表現で、それをさらに協議会の委員の目線という説明があったものですから、田子町民の目線というのはどうなるのかという、そういうことをまずお聞きしたかったということです。

なぜならば、県民全体というよりは大変迷惑を被ってきたのが田子町民であるところから、どこに重点、ポイントを置くかということ、やはり田子町民というものを中心に据えて考えていただかないと。ほとんど現場を見たことがない、あるいはその地理も分からない、そういう人たちが一般的などこにでも通用するようなそういうことを県民の目線というのであれば、それはいささかおかしいのではないかと。ぜひとも9月、10月、協議会の場というふうに切らないで、私どもにも学習の機会を与えていただかないと困るという、そういうことを申し上げておきたい。

事務局： 先ほど、県民の目線ということでしたが、田子町民を含めた県民ということ

で考えておりますので、そのへんは御理解いただきたいと思います。

住 民： 20年度の9月の協議会ということは、これはそこがタイムリミットだという理解になるわけですか。

事務局： その前に8月、田子町の意見集約、8月でお願いしております。というのは、先ほど言いましたように、それを県民ワークショップの中で議論をするに当たっての材料にさせていただきたいんですが、そこが第1点です。8月まで意見集約をしていただき、その結果については、次の協議会は9月ですので、そこで報告いただくという関連のスケジュールです。

住 民： それだと、やはり田子町にとってはかなり性急すぎるという感じを受けると。そういうことをまず申し上げておきたいと思います。

住民は、かなり学習意欲はあるんですが、町自体も財政難もございまして、町でもって、例えば環境フォーラムだとか、学習会だとか、そういうものの事業、催し物をするというのは窮屈な状況にあります。そういうことを考えたら、やはり私も住民に対して、県がもっと研修の場を与えてくれてもいいのではないかと。

例えば、常に岩手県との比較になるんですが、二戸市においては、丸抱えでやっているとは言いませんが、かなりの部分で大きく関わりながらフォーラムなり、学習会をしていると。協議会の委員長なども率先してフォーラムに出席するという形を取っていることを見るとですね、もう少し県も親身になって田子町民をリードしてくれてもいいのではないかという気持ちがするわけです。丸抱えで全部やってくれという話はしませんけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。お聞きしたいと思います。

山口部長： 基本的には、地域の意見は地域の中で検討してまとめていただきたい、県にお願いするという話になると、また、それは違う話になるかと思えます。基本的には地域の問題は地域の中で意見集約していただく、ここがまず基本だと思います。その上で、先ほど担当から申し上げましたように、まず、田子町の意見をいただきたい。ということは、そこをベースにして、県民のワークショップなりで議論していくわけですから。そこに何とか間に合わせていただきたい。そのスケジュールについては、前回の協議会でも町長さんもお出でになっていたかと思いますが、その上で決まっている話ですから、何とか間に合わせていただきたいと思えます。

住 民： 期限を切らなきゃならないという理由はどこにあるんですか。いつでもそのことが気になるんですけども、なぜ9月なんですか。12月でも来年の1月では駄目なのかという気がするんですが。9月に期限切らなきゃならない理由は何ですか。

鎌田室長： 最後のところで21年の9月までに計画をつくりたいわけです。なぜ、21年の9月なのかというと、今年度の後半、あるいは来年度の前半に地山が出てくる予定なんです。その地山をどうするかということ、そのままにしてビニールを張ってそのままにしておくことはできないわけです。そこをちゃんと計画の方向性があるって、じゃ、それが出てきたときにそれに沿った形で整理しながら、次のステップに移っていきましようということ。21年9月までにちゃんとした方向性を出していきたいと考えているわけです。だからこういうスケジュールになったのです。

住 民： 鎌田さん、住民の考え方というのは、元の地山を中心にして考えているとは限らないんです。だから、現地を整形した形の中で一定の覆土なりそういうものをして、そして平坦な部分というものをかなり造成をしながらやるべきだという意見もあるわけです。現に百人委員会としてはそういう考え方を持っている。そうなりますと、隣の岩手県さんとの間で、できたら一体のものとして、27ヘクタールを一体のものとして環境再生できれば、それは将来、見本になるような、全国に発信できるような環境再生になるのではないかと考えているのです。

鎌田室長： ですから、今、言われたことと、私たちの考えていることは同じなんです。要するに出てきたものをどう整形していくか。それは、方向性がないと出てきたものをそのままにしておくわけにはいかないということなんです。どうやっていったらいいのかということ。方向性をここで出したいんです。それを21年の9月頃までには方向性をすべて整理しておいた方が次のステップに移るのにも、そこに出てきたところを整形するのにも、そのままにするのにも、どういう形にすればいいのかということも、そこで大体決まってくるわけです。出てきたときにやれるわけです。そのままにしないでいいわけです。ということでこういう時期を設定してあるということなんです。

それから、岩手県との関係というのは、先ほど言いましたように、繰り返しのようになりますけども、岩手県では、15人でやっているということで非常に忙しいということで、今年度は考えられないと。検討する時間がないですよと言われてます。けども、我々もそれですべて、ここでガチガチにするつもりはないんです。岩手県との協議というのも当然あります。それで、一体として進めていけるものは進めていこうと。整理しながらやっていきたいということで、そのへんはスケジュールというのを大事にしていきたいなと考えていました。

住 民： 分かりました。なるべく間に合うようには出しますが、そういう予定で田子住民はそういう予定ではなかったものだから、まだ何年も原状回復にかかること、そういう認識で、ある意味では今から学習をしてコンサルなり、そういう方を

入れながら、より良いモデルをつくり上げていくという考え方を持っている住民もいるものですから、鎌田さんの今のお話だと、例えば、田子町が示したモデルというものを十分重く用いてくれるという、そういうふうに善意として取らせていただいて、それが9月、ぎりぎり間に合うのかどうか分かりませんが、私どももそれなりに取り組んでいきたいと思っております。

司 会： よろしいでしょうか。

住 民： 環境再生の話ですが、もし、地元の要望でもって、箱物とかそういうものを要望して、町でも引き受けてくれることになったんだと。そういうことになったとき、つくるのは県でつくってくれると。あとは、つくった後、管理とか運営とか、そういうものは町で全部やってくださいというふうな考えなのか。そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

鎌田室長： それも含めて、いろいろと専門家からの意見とか、町からの意見とか、県民の意見とかをもらいたいなと思っております。要するに、誰がつくるのか、事業主体は誰になるのか、管理運営は誰がやればいいのか、第三セクターでやるか、それでやるかということも含めた形での提案というものがほしいなと思っておりましたので、それは、もしもというのではちょっと答えにくいんですよ。みんなの意見をもらってから整理してみたいと思っておりました。

住 民： それは分かりますけども、これから考えなければならないと思っておりますし、基本的には、県の考えとしては、そういうものは県でつくってやるんだと。だから、さっき言ったところの運営とか管理そのものは町に一任しますよということも、まだ白紙だということでも理解していいんですか。

鎌田室長： まったく白紙です。県としては。だから、先ほど担当の方から説明しましたけども、県が予断を持ってするのではなくて、みんなの意見を聞きながらまとめられたものを参考にしながら、県がこういう計画をつくっていくんですよということなんです。

住 民： 最後に、最後にならないかもしれませんが、度々申し上げてきたと思うんですが、県境産廃対策協議会の田子町の委員、5名を3名に減らしたのはなぜですかということ。ぜひ、元に戻してください。これを、今日、説明にきたお土産として、3名を5名にしてください。お願いします。その理由は、別に言わないですけども、長くなるから、これは要望で、お願いであります。

司 会： 御要望ということで受け止めさせていただきます。

住 民： ぜひ、前進できるような、前向きに検討していただきたい。前向きに検討す

るということを約束してください。

山口部長： 御要望ということで受け止めさせていただきます。

司 会： そろそろ予定の時間となりましたので、松橋町長さんからまとめの言葉を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

松橋町長： 長時間にわたってありがとうございました。人数が少ない割に内容の濃い質疑応答だったと思います。本当に住民がいろんなことを心配しているということを考えていただきたいと思います。

説明の中に、20年度以降の焼却や埋立施設が増量されるので、24年までの撤去完了が可能であるというような答えをいただきました。何卒、量が増えなくても24年まで撤去していただくようお願いいたします。24年度を過ぎますと県費でもという答えもいただきましたけども、県費を使わないようにどうぞ24年度までにとということで努力していただくようお願いいたします。

今後、いろんな意見が出るとは思いますけども。やはり情報交換といいますか、いろんな心のキャッチボールをし合うということが大事だと思いますので、県の方も忙しい中、本当によろしく願いいたします。

住民もまだまだこれから住民説明会を要望するわけですから、その時はまた、快く引き受けてくれますようにお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。御苦勞様でした。

司 会： 町長さん、大変ありがとうございました。これをもちまして説明会を終了させていただきます。皆様、遅くまで大変お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。